

## 盛岡市週休2日工事 Q&A

### ○対象工事

問1 機械設備の更新工事など現場作業が少ない工事は、週休2日工事の対象とはならないのではないか。

(回答)

現場作業が短ければそもそも週休2日にならないと考え、「現場施工期間が10日間未満の工事」を対象外としました。

同様に、「設計金額が130万円未満の工事」も、現場施工期間が短いことから、対象外としました。

### ○手続き

問2 対象期間から除かれる準備とは、どのような内容を想定しているのか

(回答)

準備とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの間に行う、労務・資機材の調達や調査・測量の現地作業等をいいます。

問3 要領では、受注者は工事完成届提出する20日前までに、週休2日工事工程表（実施）を監督職員に提出とあります。20日と規定した理由は？

(回答)

最終の報告を「20日前までに提出」としたのは、後片付期間を20日と想定すると現場作業が終了すること、また変更設計に間に合わせるためです。（岩手県と同様に具体の期日を明記した）ただし、最終報告を20日より前に提出してもらうことは可能と存じます。（確実に休工日を想定することとの兼ね合いが必要ですが）

問4 対象工事の現場は閉所したが、当該工事の技術者又は作業員が別の工事で作業を行っている場合は、別の工事の状況を確認したりして休工を判断するのか。

(回答)

本取組みは、あくまで契約（工事）ごとに、当該現場の閉所（休工）の状況を確認して取扱います。

問5 現場閉所について、建築現場の建築、機械、電気のように一つの現場に複数の工事が入っている場合、現場閉所の扱いをどうするのか。

(回答)

現場閉所は1契約毎に判断します。一つの現場に複数の工事が入り、現場事務所も一つの仮設建築物を分けて使用している場合もあると考えますが、あくまで契約（工事）

ごとに現場事務所での事務作業を含め一切の現地作業を行っていないかどうかで判断します。

**問6 現場閉所日について、現場事務所内での事務作業（完成書類等の作成など）や安全教育を行った場合は現場閉所日にならないとのことであるが、本社事務所での事務処理等はどうなるのか。**

（回答）

現場閉所とは、工事施工箇所において、現場事務所での事務作業を含め一切の現地作業を行わない状態のことをいいます。現場や現場事務所を閉所しているのであれば現場閉所日として扱います。

なお、受注者は企業として法令に基づき適正に労務管理を行う責務があることに変わりはありません。

**問7 完全週休2日と週休2日相当の選択については、受注者に選択権があるものと解してよろしいか。**

（回答）

完全週休2日と週休2日相当については、受注者がどちらかを選択することとなります。受注者が最初の段階で週休2日工事工程表（計画）を提出する際に市（監督員）に示すものです。

## ○補正方法

**問8 営繕工事においては、材工共の単価が多く使われる。営繕工事の補正率が示されているが、市で使っている材工単価（＝県単価）にそのまま乗じることでよいのか。労務単価への補正であれば、材工単価を分解しなければならず対応が難しい。**

（回答）

県単価は、通常の単価の他に週休2日に対応するよう週休2日補正済みの単価も出しているものと存じます。具体は県に確認するようお願いいたします。

**問9 機械経費の補正係数は、賃料を対象に行うと理解してよいのか。**

電気、機械設備工事では、機械経費をまとめて計上しているため賃料、損料、運転経費に分けて集計する必要がでてくる。

（回答）

機械経費は、機種により賃料による場合と損料等による場合がありますが、機械経費の補正係数は賃料の場合のものです。損料等の場合については、その中の運転労務費を労務費補正することで対応します。

問10 見積価格の扱いはどうなるのか。

(回答)

見積による単価は、材工共の単価を含め、補正の対象外となります。